

山梨県公報

号外第十一号

令和三年

三月三十一日

水曜日

目次

告示

○令和三年度予算の公表……………1

告示

山梨県告示第百二十三号

令和三年二月定例県議会において議決を経た令和三年度山梨県一般会計予算ほか十四件は、次のとおりである。

令和三年三月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 令和3年度山梨県一般会計予算

令和3年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ529,083,121千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県 税		87,493,569
	1 県 民 税	31,001,667
	2 事 業 税	17,793,250
	3 地 方 消 費 税	15,152,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,794,900
	5 県 た ば こ 税	938,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	684,200
	7 軽 油 引 取 税	6,790,500
	8 自 動 車 税	13,309,850
	9 鉾 区 税	200
	10 固 定 資 産 税	2
	11 狩 猟 税	12,100

	12 旧法による税	16,900	
2 地方消費税清算金		38,104,312	
	1 地方消費税清算金	38,104,312	
3 地方譲与税		9,745,256	
	1 特別法人事業税	8,295,000	
	2 地方揮発油譲与税	1,242,000	
	3 石油ガス譲与税	63,000	
	4 自動車重量譲与税	83,000	
	5 地方道路譲与税	1	
	6 森林環境譲与税	62,255	
4 地方特例交付金		544,001	
	1 地方特例交付金	544,000	
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1	
5 地方交付税		131,094,000	

6 交通安全対策 特別交付金	1 地方交付税	131,094,000
	1 交通安全対策 特別交付金	260,000
7 分担金及び負担金		1,732,299
	1 負担金	1,732,299
8 使用料及び手数料		7,424,841
	1 使用料	5,867,587
	2 手数料	1,557,254
9 国庫支出金		64,586,474
	1 国庫負担金	19,619,471
	2 国庫補助金	43,507,168
	3 国庫委託金	1,459,835
10 財産収入		569,656
	1 財産運用収入	354,007

	2 財 産 売 払 収 入	215,649
11 寄 附 金		153,937
1 寄 附 金		153,937
12 繰 入 金		17,694,347
1 特 別 会 計 繰 入 金		823,285
2 基 金 繰 入 金		16,871,062
13 繰 越 金		1
1 繰 越 金		1
14 諸 収 入		105,667,428
1 延滞金、加算金及び過		136,354
2 県預金及び貸付金等利		24,989
3 貸付金等償還金		98,566,193
4 受託事業収入		1,727,090
5 収益事業収入		2,196,409

	6 利子割精算金収入	1
	7 雑入	3,016,392
15 県債		64,013,000
	1 県債	64,013,000
歳入合計		529,083,121

歳出

款	項	金額
1 議会費		1,021,314
	1 議会費	1,021,314
2 総務費		32,658,267
	1 総務管理費	14,424,652
	2 企画費	9,846,315
	3 徴税費	4,226,855
	4 市町村振興費	1,914,893

	5 選挙費	619,236
	6 防災費	999,426
	7 統計調査費	333,948
	8 人事委員会費	131,647
	9 監査委員費	161,295
3 民生費		57,146,877
	1 社会福祉費	40,951,921
	2 児童福祉費	15,045,226
	3 生活保護費	1,020,841
	4 災害救助費	128,889
4 衛生費		28,754,432
	1 公衆衛生費	14,974,517
	2 環境衛生費	2,626,077
	3 保健所費	996,059

5 労 働 費	4 医 薬 費	10,157,779
		1,678,388
	1 労 政 費	195,917
	2 職 業 訓 練 費	1,252,556
	3 労 働 力 対 策 費	151,530
	4 労 働 委 員 会 費	78,385
6 農 林 水 産 業 費		23,176,032
	1 農 業 水 産 業 費	5,089,104
	2 畜 産 業 費	1,083,458
	3 農 地 費	8,347,117
	4 林 業 費	8,656,353
7 商 工 費		90,890,429
	1 商 工 費	89,668,650
	2 観 光 費	1,221,779

8 土 木 費		66,825,251
	1 土 木 管 理 費	2,856,246
	2 道 路 橋 り ょ う 費	30,950,344
	3 河 川 砂 防 費	14,876,621
	4 都 市 計 画 費	8,689,250
9 警 察 費	5 住 宅 費	9,452,790
		22,486,965
	1 警 察 管 理 費	20,056,460
	2 警 察 活 動 費	2,430,505
10 教 育 費		89,955,568
	1 教 育 総 務 費	15,267,470
	2 小 学 校 費	24,746,569
	3 中 学 校 費	14,758,256
	4 高 等 学 校 費	16,898,888

	5 特別支援学校費	7,435,897
	6 社会教育費	3,470,705
	7 保健体育費	764,534
	8 大学費	1,098,246
	9 私学振興費	5,515,003
11 災害復旧費		2,758,022
	1 農林水産施設災害復旧費	505,072
	2 土木施設災害復旧費	2,252,950
12 公債費		73,921,828
	1 公債費	73,921,828
13 諸支出金		37,269,748
	1 財政調整基金積立金	4,530
	2 自然保護基金積立金	100
	3 土地開発基金積立金	1,896

		4 公 共 施 設 整 備 等 金 事 業 基 金 積 立 金	12,363
		5 諸 費	37,250,859
14 予 備 費			540,000
	1 予 備 費		540,000
歳 出 合 計			529,083,121

第2表 継続費 (単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
6 農林水産業費	1 農業水産業費	総合農業技術センター 再整備事業費	952,703	令和3年度	525,787
				令和4年度	426,916
7 商工費	2 観光費	北岳山荘改修費	455,903	令和3年度	192,741
				令和4年度	263,162

第3表 繰越明許費 (単位千円)

款	項	事業名	金額

7 商 工 費	1 商 工 費	基盤的技術産業集積活性化推進事業費	65,608
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	施 設 整 備 費	113,842

第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
令和3年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証すること。	令和3年度から令和4年度まで	6,459,072千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	
リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業について委託契約を締結すること。	令和3年度から令和4年度まで		12,000 千円
企業等の最先端技術、新製品の実証実験(リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業)に対し助成すること。	令和3年度から令和4年度まで		30,000 千円
庁内託児所の運営について委託契約を締結すること。	令和3年度から令和5年度まで		20,916 千円
新税務システムの改修について委託契約を締結すること。	令和3年度から令和4年度まで		47,168 千円
自動車税納税通知書の印刷等について委託	令和3年度から		9,865 千円

契約を締結すること。	令和 4 年度まで	
総合的行政文書管理システムの構築について委託契約を締結すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	233,750 千円
甲府地方裁判所平成29年（行ウ）第6号損害賠償請求義務付け請求（住民訴訟）事件の関連訴訟（同住民訴訟において争われている貸付契約が無効であることや貸付契約に対する法令の解釈適用などが論点として含まれる訴訟をいう。）について訴訟代理委任契約を締結すること（令和 3 年度に締結するものに限る。）。	令和 3 年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から 3 月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び訴訟代理委任契約事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から訴訟代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除いた額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
投開票速報オンラインシステムの構築について委託契約を締結すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	30,000 千円
令和 3 年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結すること。	令和 4 年度から 令和 8 年度まで	420,000 千円
令和 3 年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結すること。	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	12,300 千円
令和 3 年度に看護職員修学資金について貸付けを決定すること。	令和 4 年度から 令和 6 年度まで	120,564 千円

水道広域化推進プラン等策定業務について 委託契約を締結すること。	令和４年度	20,380 千円
令和３年度に銀行その他の金融機関が、公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	令和３年度から 令和４年度まで	456,512千円を限度として貸付けた場合の元利金 (遅延利息を含む。)に相当する額
山梨県信用保証協会が、令和３年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポー	令和３年度から	金融機関が、経済変動対策融資として総額50,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第４号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第２号、令和２年９月18日制定）第14項（１）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第５条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した

ト融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。	令和20年度まで	額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80％相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75％以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものであるについては20％以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。）に限る。）を付したものであるについては25％以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものであるについては40％以内とする。）、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20％以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55％以内、経営再生支援融資に係るものについては65％以内
令和3年度融資に係る経済変動対策融資（新型コロナウイルス感染症対策関係）の利子補給を行うこと。	令和4年度から令和6年度まで	融資限度額 60,000千円の利率年 1.4％
令和3年度融資に係る経済変動対策融資（新型コロナウイルス感染症対策関係）の利子補給に伴う支払業務について委託契約を締結すること。	令和4年度から令和6年度まで	3,756 千円

県内中小企業者の新技術、新製品の研究開発事業（やまなしイノベーション創出事業）に対し助成すること。	令和3年度から令和4年度まで	40,000 千円
令和3年度にもつくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定すること。	令和3年度から令和13年度まで	46,788 千円
令和3年度に緊急離転職者訓練事業（介護福祉士養成コース等）について委託契約を締結すること。	令和4年度から令和5年度まで	47,421 千円
令和3年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。	令和3年度から令和13年度まで	259,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
令和3年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。	令和4年度から令和23年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85%以内
令和3年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助を行うこと。	令和4年度から令和13年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.0%以内
令和3年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。	令和4年度から令和18年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
令和3年度融資に係る農業経営改善資金の	令和4年度から	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内

利子補給を行うこと。	令和13年度まで	
令和 3 年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給を行うこと。	令和 4 年度から 令和28年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.8%以内
令和 3 年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給を行うこと。	令和 4 年度から 令和18年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.95%以内
令和 3 年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給を行うこと。	令和 4 年度から 令和18年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.27%以内
令和 3 年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給を行うこと。	令和 4 年度から 令和28年度まで	融資限度額 273,000千円の利率年 0.25%以内
畜産酪農技術センターの非常用発電設備改修工事について請負契約を締結すること。	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	19,021 千円
国庫補助農地防災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）について請負契約を締結すること。	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	160,000 千円
国庫補助農地防災事業（たん水防除事業）について請負契約を締結すること。	令和 4 年度	137,000 千円
国庫補助農地防災事業（たん水防除事業）について請負契約を締結すること。	令和 4 年度	161,000 千円
令和 3 年度に銀行その他の金融機関が、山		

梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	令和3年度から令和12年度まで	6,992,933千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	
一般国道140号道路改良工事(笛吹市)について請負契約を締結すること。	令和4年度	150,000 千円	
一般国道411号道路改良工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円	
一般国道411号道路改良工事(甲府市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和4年度	200,000 千円	
一般国道139号道路改良工事1工区(大月市)について請負契約を締結すること。	令和4年度	150,000 千円	
一般国道139号道路改良工事2工区(大月市)について請負契約を締結すること。	令和4年度	200,000 千円	
一般国道139号上和田2号トンネル(仮称)新設工事(大月市)について請負契約を締結すること。	令和4年度から令和5年度まで	1,450,000 千円	
一般国道300号道路改良工事(南巨摩郡身延町)について請負契約を締結すること。	令和4年度	945,000 千円	
一般国道300号舗装工事(南巨摩郡身延町)			

町) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		250,000 千円
一般国道300号トンネル電気設備工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		370,000 千円
一般国道411号道路改良工事 1 工区 (甲州市) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		500,000 千円
一般国道411号道路改良工事 2 工区 (甲州市) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		100,000 千円
一般国道411号道路改良工事 3 工区 (甲州市) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		300,000 千円
一般国道411号道路改良工事 4 工区 (甲州市) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		300,000 千円
一般国道411号舗装工事 (甲州市) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		200,000 千円
一般国道413号道路改良工事 1 工区 (南都留郡道志村) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		150,000 千円
一般国道413号道路改良工事 2 工区 (南都留郡道志村) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		100,000 千円

こと。		
一般国道413号道路改良工事3工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	令和4年度	250,000 千円
一般国道413号道路改良工事4工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	令和4年度	200,000 千円
一般国道413号道路改良工事5工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
一般国道413号道志1号トンネル（仮称）新設工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	令和4年度から 令和5年度まで	1,200,000 千円
主要地方道甲府昇仙峡線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
主要地方道韮崎南アルプス中央線道路改良工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
主要地方道茅野北杜韮崎線道路改良工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	令和4年度から 令和5年度まで	400,000 千円

主要地方道河口湖精進線道路改良工事 1 工区（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	令和 4 年度	100,000 千円
主要地方道河口湖精進線道路改良工事 2 工区（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	令和 4 年度	100,000 千円
主要地方道韮崎増富線道路改良工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	令和 4 年度	100,000 千円
主要地方道韮崎昇仙峡線道路改良工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	令和 4 年度	50,000 千円
主要地方道甲斐早川線道路改良工事 4 工区（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結すること。	令和 4 年度	400,000 千円
一般県道天神平甲府線道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和 4 年度	100,000 千円
一般県道休息山梨線道路改良工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和 4 年度	200,000 千円
一般県道大野夏狩線道路改良工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和 4 年度	60,000 千円

一般県道富士吉田西桂線道路改良工事（南都留郡西桂町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		40,000 千円
一般県道富士河口湖富士線道路改良工事（南都留郡鳴沢村）について請負契約を締結すること。	令和４年度		150,000 千円
一般国道140号落合３号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和４年度から 令和５年度まで		500,000 千円
一般国道140号落合４号橋（仮称）下部工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和４年度から 令和５年度まで		350,000 千円
一般国道139号上和田１号橋（仮称）下部工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		150,000 千円
一般国道411号落滝２号橋（仮称）下部工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	令和４年度		200,000 千円
一般国道411号落滝２号橋（仮称）上部工事（北都留郡丹波山村）について請負契約を締結すること。	令和４年度から 令和５年度まで		350,000 千円
一般国道411号一之瀬高橋１号橋（仮称）下			

部工事（甲州市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		300,000 千円
一般国道413号子ツ沢橋（仮称）下部工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
主要地方道甲府昇仙峡線新長とろ橋下部工事（甲府市、甲斐市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		200,000 千円
主要地方道北杜富士見線松木沢川橋下部工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		50,000 千円
主要地方道甲斐早川線古屋敷橋撤去工事（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
一般県道中下条甲府線長松寺橋撤去工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
一般県道横手日野春停車場線駒城橋（仮称）下部工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
一般県道梁川猿橋線太田２号橋（仮称）上部工事（大月市）について請負契約を締結	令和４年度		100,000 千円

すること。		
一般県道高畑谷村停車場線院辺橋撤去工事 (都留市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	160,000 千円
一般国道139号電線共同溝工事 (富士吉田 市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	90,000 千円
一般国道141号電線共同溝工事 (韭崎市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	40,000 千円
一般国道358号右左口トンネル照明設備設 置工事 (甲府市) について請負契約を締結 すること。	令和4年度	70,000 千円
一般国道139号電線共同溝工事 (富士吉田 市) について物件移転補償契約を締結する こと。	令和4年度	90,000 千円
主要地方道甲府韭崎線電線共同溝工事 (甲 府市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	80,000 千円
主要地方道都留道志線歩道新設工事 (都留 市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
主要地方道甲府中央右左口線歩道新設工事 (甲府市) について物件移転補償契約を締 結すること。	令和4年度	60,000 千円

一般県道富士河口湖富士線電線共同溝工事 (南都留郡富士河口湖町) について請負契約を締結すること。	令和４年度	60,000 千円
一般県道中下条甲府線電線共同溝工事 1 工区 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和４年度	80,000 千円
一般県道中下条甲府線電線共同溝工事 2 工区 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和４年度	70,000 千円
一般県道富士上吉田線災害防除工事 (富士吉田市) について請負契約を締結すること。	令和４年度	20,000 千円
一般国道140号西沢大橋補修工事 (山梨市) について請負契約を締結すること。	令和４年度	200,000 千円
主要地方道富士川身延線御座岩 3 号栈道橋補修工事 (南巨摩郡南部町) について請負契約を締結すること。	令和４年度	50,000 千円
主要地方道韮崎南アルプス中央線小桐橋補修工事 (韮崎市) について請負契約を締結すること。	令和４年度	40,000 千円

主要地方道韮崎南アルプス中央線御勅使上橋補修工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		40,000 千円
主要地方道韮崎南アルプス中央線豊積橋補修工事（中央市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
主要地方道甲府山梨線舞鶴浅道橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		120,000 千円
主要地方道上野原あきる野線鏡渡橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		70,000 千円
主要地方道四日市場上野原線落合橋補修工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		80,000 千円
主要地方道四日市場上野原線板崎橋補修工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		80,000 千円
一般県道中下条甲府線金竹跨線橋補修工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		200,000 千円

一般県道山梨笛吹線四ノ橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
一般県道万力小屋敷線根津橋補修工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
一般県道石和温泉停車場線鵜飼橋補修工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
一般県道古閑割子線駿道橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		40,000 千円
一般県道下部飯富線飯富橋補修工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		40,000 千円
一般県道桑西下真木線小佐野橋補修工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		300,000 千円
一般県道金山大月線昭和橋補修工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		150,000 千円
一般県道日野春停車場線平成橋補修工事（北杜市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		20,000 千円

一般県道日野春停車場線富岡橋補修工事 (北杜市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		50,000 千円
一般県道日野春停車場線日野橋補修工事 (北杜市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		30,000 千円
一般河川芦川基幹河川改修工事 (西八代郡市川三郷町) について請負契約を締結すること。	令和4年度		110,000 千円
一般河川鎌田川基幹河川改修工事 1 工区 (中央市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
一般河川鎌田川基幹河川改修工事 2 工区 (中央市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		150,000 千円
一般河川鎌田川基幹河川改修工事 3 工区 (中央市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
一般河川鎌田川基幹河川改修工事 4 工区 (中央市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円

一級河川鎌田川基幹河川改修工事5工区 (中央市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事6工区 (中央市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
一級河川濁川基幹河川改修工事(甲府市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
一級河川渋川基幹河川改修工事(笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	75,000 千円
一級河川平等川基幹河川改修工事1工区 (笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	50,000 千円
一級河川平等川基幹河川改修工事2工区 (笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	60,000 千円
一級河川八糸川改修工事(南アルプス市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	230,000 千円
一級河川浅利川改修工事(中央市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円

一級河川古川改修工事（韮崎市）について 請負契約を締結すること。	令和4年度		165,000 千円
一級河川朝日川改修工事（都留市）について 請負契約を締結すること。	令和4年度		60,000 千円
一級河川入山川改修工事（富士吉田市）に ついて請負契約を締結すること。	令和4年度		95,000 千円
一級河川鎌田川改修工事1工区（甲府市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
一級河川鎌田川改修工事2工区（甲府市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
一級河川鎌田川改修工事3工区（甲府市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
一級河川鎌田川改修工事4工区（甲府市） について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
一級河川貢川改修工事（甲斐市）について 請負契約を締結すること。	令和4年度		50,000 千円
一級河川湯川改修工事（甲府市）について 請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円

広瀬ダム洪水吐減勢工改良工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		375,000 千円
深城ダム管理用制御処理設備更新工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		235,000 千円
深城ダム観測・警報局設備改良工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		335,000 千円
富士川水系谷津川通常砂防工事（山梨市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		80,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
富士川水系堅沢川通常砂防工事（韮崎市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事１工区（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事２工区（南アルプス市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		90,000 千円

富士川水系御刺使川通常砂防工事3工区 (南アルプス市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
富士川水系押越沢通常砂防工事 (南アルプス市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		80,000 千円
富士川水系漆川通常砂防工事 (南アルプス市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		80,000 千円
富士川水系天川通常砂防工事 (笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		60,000 千円
富士川水系戸倉川通常砂防工事 (笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		90,000 千円
富士川水系狐川通常砂防工事 (笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
富士川水系天狗沢通常砂防工事 (甲州市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円
富士川水系中の入沢通常砂防工事 (甲州市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		80,000 千円
富士川水系日川通常砂防工事1工区 (甲州市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		100,000 千円

富士川水系日川通常砂防工事 2 工区 (甲州市) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		100,000 千円
富士川水系雨河内川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		100,000 千円
富士川水系大津賀沢通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度から 令和 5 年度まで		200,000 千円
富士川水系下天神沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		100,000 千円
富士川水系湯沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		100,000 千円
富士川水系中沢川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度から 令和 5 年度まで		200,000 千円
富士川水系身延川通常砂防工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締結すること。	令和 4 年度		100,000 千円

富士川水系戸樋の沢川通常砂防工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
富士川水系鯨野川通常砂防工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
富士川水系竹の沢川通常砂防工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		90,000 千円
富士川水系国見沢通常砂防工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		90,000 千円
相模川水系矢名沢通常砂防工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
相模川水系幕沢通常砂防工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
相模川水系糠時沢通常砂防工事（都留市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
相模川水系小沢川通常砂防工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		90,000 千円

相模川水系滝の沢川通常砂防工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		80,000 千円
相模川水系藤沢川通常砂防工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		80,000 千円
相模川水系テントウ沢通常砂防工事（大月市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		60,000 千円
相模川水系下川通常砂防工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
相模川水系金波美沢通常砂防工事（上野原市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
相模川水系むじな沢通常砂防工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	令和４年度		80,000 千円
相模川水系平久住沢通常砂防工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
相模川水系倉見下沢通常砂防工事（南都留郡西桂町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円

富士川水系芦沢川火山砂防工事（山梨市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
富士川水系在華入沢火山砂防工事（山梨市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
富士川水系不動沢火山砂防工事（山梨市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
富士川水系米山沢川火山砂防工事（北杜市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
富士川水系増富沢火山砂防工事（北杜市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
富士川水系小麦沢火山砂防工事（北杜市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
富士川水系小川久保川火山砂防工事（北杜市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
富士川水系菅口沢火山砂防工事（甲斐市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
相模川水系朝沢火山砂防工事（南都留郡山中湖村） について請負契約を締結すること。	令和４年度		80,000 千円

大津地区急傾斜地崩壊対策工事（都留市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		60,000 千円
楽山地区急傾斜地崩壊対策工事（都留市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		20,000 千円
若林地区急傾斜地崩壊対策工事（山梨市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		60,000 千円
彦田地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		30,000 千円
殿畑地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		40,000 千円
中村地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		30,000 千円
松山地区急傾斜地崩壊対策工事（大月市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		40,000 千円
七里岩地区急傾斜地崩壊対策工事（韮崎 市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
新府城下地区急傾斜地崩壊対策工事（韮崎 市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円

越道地区急傾斜地崩壊対策工事（韮崎市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
大渡地区急傾斜地崩壊対策工事（北杜市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
上八巻・馬場地区急傾斜地崩壊対策工事 （北杜市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		100,000 千円
中村地区急傾斜地崩壊対策工事（甲斐市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		80,000 千円
松留地区急傾斜地崩壊対策工事（上野原市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		30,000 千円
奥平地区急傾斜地崩壊対策工事（上野原市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		20,000 千円
原地区急傾斜地崩壊対策工事（上野原市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		20,000 千円
丸林地区急傾斜地崩壊対策工事（甲州市） について請負契約を締結すること。	令和４年度		70,000 千円
薬袋地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡 早川町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		60,000 千円

横道地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		60,000 千円
久保地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		50,000 千円
石倉地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		60,000 千円
小田船原地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		60,000 千円
西根熊地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		80,000 千円
東根熊地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		60,000 千円
町屋地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		70,000 千円

十島地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		60,000 千円
鳴沢地区急傾斜地崩壊対策工事（南都留郡鳴沢村）について請負契約を締結すること。	令和４年度		40,000 千円
桑留尾地区急傾斜地崩壊対策工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。	令和４年度		40,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事１工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		120,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事２工区（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和４年度		120,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事１工区（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和４年度		90,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事２工区（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和４年度		90,000 千円

都市計画道路太田町蓬沢線道路改良工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和４年度	60,000 千円
都市計画道路太田町蓬沢線道路改良工事 (甲府市) について用地取得及び物件移転 補償契約を締結すること。	令和４年度	30,000 千円
都市計画道路高畑町昇仙峡線道路改良工事 (甲府市) について用地取得及び物件移転 補償契約を締結すること。	令和４年度	90,000 千円
都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道 路改良工事 (甲府市) について請負契約を 締結すること。	令和４年度	270,000 千円
都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道 路改良工事 (甲府市) について用地取得及 び物件移転補償契約を締結すること。	令和４年度	180,000 千円
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良 工事 １工区 (甲府市) について用地取得及 び物件移転補償契約を締結すること。	令和４年度	90,000 千円
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良 工事 ２工区 (甲府市) について用地取得及 び物件移転補償契約を締結すること。	令和４年度	90,000 千円

都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 1 工区（甲斐市）について請負契約を締結 すること。	令和 4 年度		120,000 千円
都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 2 工区（甲斐市）について請負契約を締結 すること。	令和 4 年度		90,000 千円
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 （甲斐市）について請負契約を締結するこ と。	令和 4 年度		180,000 千円
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 1 工区（甲斐市）について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和 4 年度		60,000 千円
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 2 工区（甲斐市）について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和 4 年度		90,000 千円
都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事 （山梨市）について請負契約を締結するこ と。	令和 4 年度		100,000 千円
都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事 （山梨市）について用地取得及び物件移転 補償契約を締結すること。	令和 4 年度		30,000 千円

小瀬スポーツ公園武道館制御設備改修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
小瀬スポーツ公園クライミング場改修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	60,000 千円
小瀬スポーツ公園屋外トイレ改修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	100,000 千円
舞鶴城公園外壁改修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	25,000 千円
御勅使南公園ラグビー場改修工事 (南アール プス市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	80,000 千円
釜無川スポーツ公園照明設備改修工事 (甲 斐市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	25,000 千円
笛吹川フルーツ公園照明設備改修工事 (山 梨市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	50,000 千円
富士北麓公園野球場内壁改修工事 (富士吉 田市) について請負契約を締結すること。	令和4年度	40,000 千円

県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）について請負契約を締結すること。	令和４年度から令和５年度まで	703,000 千円
県営住宅玉川団地建替工事（甲斐市）の監理業務について委託契約を締結すること。	令和４年度から令和５年度まで	21,090 千円
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結すること。	令和４年度	2,066 千円
県営住宅管理システム機器等の賃借について契約を締結すること。	令和４年度から令和８年度まで	1,008 千円

第5表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農 地 費	1,760,000	普通 通 債 貸 券 借 入 又 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとある。

林業費	1,286,000	同	上	同	上
道路橋りょう費	8,075,000	同	上	同	上
河川砂防費	2,356,000	同	上	同	上
都市計画費	1,618,000	同	上	同	上
住宅費	502,000	同	上	同	上
国直轄事業費負担金	3,704,000	同	上	同	上
災害復旧費	1,039,000	同	上	同	上
山梨県立大学整備費	9,000	同	上	同	上
公共施設等長寿寿命化等事業費	2,815,000	同	上	同	上
情報セキュリティ対策費	26,000	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金貸付金	4,000	同	上	同	上
老人福祉施設整備費	78,000	同	上	同	上
障害児（者）施設整備費	29,000	同	上	同	上
県立病院機構貸付金	2,339,000	同	上	同	上

愛宕山こどもの国整備費	332,000	同	上	同	上
自然公園施設整備費	73,000	同	上	同	上
北岳山荘整備費	143,000	同	上	同	上
県民文化ホール改修費	3,000	同	上	同	上
総合農業技術センター整備費	473,000	同	上	同	上
果樹試験場整備費	56,000	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	2,028,000	同	上	同	上
自然災害防止事業費	697,000	同	上	同	上
河川等整備事業費	5,819,000	同	上	同	上
高等学校建設費	822,000	同	上	同	上
特別支援学校整備費	18,000	同	上	同	上
駐在所等整備費	45,000	同	上	同	上
警察本部庁舎等整備費	206,000	同	上	同	上
警察官待機宿舍整備費	38,000	同	上	同	上

交通安全施設整備費	191,000	同	上	同
臨時財政対策債	27,429,000	同	上	同
計	64,013,000			

2 令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

令和3年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,449,490千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,000
	1 負担金	5,000
2 使用料及び手数料		1,979,470

3 県 支 出 金	1 使 用 料	1,979,470
		1,448,834
4 財 産 収 入	1 県 補 助 金	1,448,834
		2,644,162
	1 財 産 運 用 収 入	2,302,951
	2 財 産 売 払 収 入	341,211
5 寄 附 金		6,001
	1 寄 附 金	6,001
6 繰 越 金		375,261
	1 繰 越 金	375,261
7 諸 収 入		3,528
	1 受 託 事 業 収 入	560
	2 延滞金、加算金及び 過 料	1
	3 雑 入	2,967

8 県	債		987,234
	1 県	債	987,234
歳 入		合 計	7,449,490

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		860,700
	1 管 理 費	860,700
2 事 業 費		3,113,709
	1 事 業 費	3,113,709
3 交 付 金		2,075,836
	1 交 付 金	2,075,836
4 公 債 費		1,088,245
	1 公 債 費	1,088,245
5 繰 出 金		310,000

		1 一般会計繰出金	310,000
6 予備費			1,000
	1 予備費		1,000
歳出合計			7,449,490

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道費	607,000	普通債券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
林道災害復旧費	29,000	同上	同上	同上
借換債	351,234	同上	同上	同上

計	987,234			

3 令和3年度山梨県災害救助基金特別会計予算

令和3年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ257,622千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		74,097
	1 国庫負担金	74,097
2 財産収入		52
	1 財産運用収入	52
3 繰入金		102,473

	1 繰 入 金	102,473
4 県 債		81,000
	1 県 債	81,000
歳 入 合 計		257,622

歳 出

款	項	金 額
1 災 害 救 助 費		257,622
	1 災 害 救 助 費	257,622
歳 出 合 計		257,622

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無 利 子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

4 令和3年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ134,243千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		8,747
	1 繰 入 金	8,747
2 繰 越 金		70,532
	1 繰 越 金	70,532
3 諸 収 入		54,964
	1 貸付金元利収入	54,958
	2 雑 入	6
歳 入 合 計		134,243

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉費		120,870
	1 母子父子寡婦福祉費	120,870
2 公 債 費		7,778
	1 公 債 費	7,778
3 繰 出 金		5,595
	1 一般会計繰出金	5,595
歳 出	合 計	134,243

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
令和3年度に母子父子寡婦福祉資金について貸付けを決定すること。	令和4年度から令和8年度まで		101,448 千円

5 令和3年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

令和3年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,436,707千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 越 金		547,731
	1 繰 越 金	547,731
2 諸 収 入		1,238,976
	1 貸 付 金 償 還 金	1,238,976
3 県 債		650,000
	1 県 債	650,000

歳 入 合 計	2,436,707
---------	-----------

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金		2,436,707
	1 中小企業近代化資金	2,436,707
	歳 出 合 計	2,436,707

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公益財団法人やまなし産業支援機構が、令和3年度において、県及び金融機関からの借入金並びに自己資金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	令和3年度から令和13年度まで	借入元本及び自己資金 500,000 千円の元利合計金額（遅延利息含む）の 45%以内（リースにあつては50%以内）のうち自己資金 40,000 千円を除いた額

第3表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
-----------	-------	-----------	-----	-----------

小規模企業者等設備導入資金貸付金	650,000	普通貸借	0.5％以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める融資条件による。
計	650,000			

6 令和3年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

令和3年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,000,358千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		800,000
	1 繰入金	800,000
2 繰越金		15,812
	1 繰越金	15,812
3 諸収入		1,184,546
	1 貸付金元利収入	1,184,546

歳	入	合	計	2,000,358
---	---	---	---	-----------

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,000,358
	1 資 金 貸 付 金	2,000,358
	歳 出 合 計	2,000,358

7 令和3年度山梨県県税証紙特別会計予算

令和3年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ980,945千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 県 税 証 紙 収 入		980,944
	1 県 税 証 紙 収 入	980,944

繰越金		
繰越金	繰越金	1
	繰越金	1
繰入合計		980,945

歳出

款	項	金額
繰出金		980,945
	1 一般会計繰出金	980,945
歳出合計		980,945

8 令和3年度山梨県集中管理特別会計予算

令和3年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,372,117千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
---	---	----

1 使用料及び手数料			46,149
2 繰入金	1 使用料		46,149
			57,351
3 繰越金	1 繰入金		57,351
			1
4 諸収入			103,268,616
	1 振替収入		103,268,616
歳入合計			103,372,117

歳出

款	項	金額
1 自動車管理費		34,544
	1 自動車管理費	34,544
2 給与管理費		103,243,114

	1 給 与 管 理 費	103,243,114
3 通 信 管 理 費	1 通 信 管 理 費	73,304
4 車 両 燃 料 管 理 費	1 車 両 燃 料 管 理 費	21,155
歳 出 合 計		103,372,117

9 令和 3 年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
令和 3 年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,012千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,502
	1 繰 入 金	1,502

2 繰越金			56,987
	1 繰越金		56,987
3 諸収入			25,523
	1 貸付金償還金		25,521
	2 雑入		2
歳入合計			84,012

歳出

款	項	金額
1 林業・木材貸付金改善資金		72,510
	1 資金貸付金	72,510
2 木材産業等高度化推進資金貸付金		11,502
	1 資金貸付金	11,502
歳出合計		84,012

10 令和3年度山梨県公債管理特別会計予算

令和3年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,867,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入		110,157
	1 財産運用収入	110,157
2 繰入金		80,771,808
	1 一般会計繰入金	73,901,828
	2 基金繰入金	6,869,980
3 県債		45,985,434
	1 県債	45,985,434

歳 入 合 計	126,867,399
---------	-------------

歳 出

款 項	金 額
1 公 債 費	126,757,242
	1 公 債 費 126,757,242
2 諸 支 出 金	110,157
	1 県債管理基金積立金 110,157
歳 出 合 計	126,867,399

第2表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
			5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するも

借 換 債	45,985,434	普 通 債 貸 借 発 行 は	に つ い て、 利 率 の 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当 該 見 直 し 後 の 利 率)	の と す る。た だ し、財 政 そ の 他 の 都 合 に よ り 据 置 期 間 及 び 償 還 期 限 を 短 縮 し、若 し く は 繰 上 償 還 又 は 低 利 に 借 換 え を す る こ と が で き る。
計	45,985,434			

11 令和3年度山梨県国民健康保険特別会計予算

令和3年度山梨県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76,307,435千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 分担金及び負担金			50,226,523
	1 負 担 金		50,226,523
2 国 庫 支 出 金			20,986,268
	1 国 庫 負 担 金		15,039,428

	2 国庫補助金	5,946,840
3 財産収入		157
	1 財産運用収入	157
4 繰入金		4,732,218
	1 一般会計繰入金	4,732,218
5 繰越金		310,000
	1 繰越金	310,000
6 諸収入		52,269
	1 貸付金償還金	52,269
歳入	合計	76,307,435

歳出

款	項	金額
1 総務費		46,979
	1 総務管理費	46,595

2 保 險 給 付 費 等 金	2 国 民 健 康 保 險 運 營 費 協 議 会	384
	1 保 險 給 付 費 等 交 付 金	60,639,728
3 介 護 納 付 金		4,278,650
	1 介 護 納 付 金	4,278,650
4 前 期 高 齡 者 納 付 金		20,736
	1 前 期 高 齡 者 納 付 金	20,736
5 後 期 高 齡 者 支 援 金		11,071,690
	1 後 期 高 齡 者 支 援 金	11,071,690
6 病 床 転 換 支 援 金		41
	1 病 床 転 換 支 援 金	41
7 共 同 事 業 拠 出 金		119,125
	1 共 同 事 業 拠 出 金	119,125
8 保 健 事 業 費		78,060

		1 保 健 事 業 費	
9 諸 支 出 金			78,060
	1 国民健康保険財政 安定化基金積立金		52,426
歳 出 合 計			76,307,435

12 令和 3 年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 489,114,500キロワットアワー
(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 電気事業収益 5,033,115千円

第 1 項 営 業 収 益 4,613,518千円

第 2 項 財 務 収 益 10,169千円

第 3 項 事業外収益 409,398千円

第 4 項 特 別 利 益 30千円

支 出

第 1 款 電気事業費用 4,684,257千円

第 1 項 営 業 費 用 4,162,713千円

第 2 項 財 務 費 用 6,388千円

第 3 項 事業外費用 510,126千円

第 4 項 特 別 損 失 30千円

第 5 項 予 備 費 5,000千円

(資本的収入及び支出)
第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的

支出額に対し不足する額4,135,666千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額133,623千円、減債積立金105,921千円、建設改良積立金984,240千円、地域文化振興等積立金1,705,334千円及び過年度分損益勘定留保資金1,206,548千円で補填するものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入 47,126千円

第 1 項 固定資産売却代金 10千円

第 2 項 長期貸付金償還金 37,116千円

第 3 項 国 庫 補 助 金 10,000千円

支 出

第 1 款 資本的支出 41,82,792千円

第 1 項 水 力 発 電 所 建 設 費 778,000千円

第 2 項 小 水 力 発 電 所 建 設 費 187,000千円

第 3 項 水 力 発 電 設 備 改 良 費 1,305,967千円

第 4 項 業 務 設 備 改 良 費 10,485千円

第 5 項 事業外設備改良費 1,099,395千円

第 6 項 水力発電地点等開発調査費 46,024千円

第 7 項 企 業 債 償 還 金 105,921千円

第 8 項 出 資 金 150,000千円

第 9 項 繰 出 金 500,000千円

(継続費)
第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	野呂川発電所 改修事業	589,030千円	令和3年度	
				令和4年度	589,030千円
		取水口監視所 監視制御装置 改修事業	101,955千円	令和3年度	
				令和4年度	101,955千円
1 資本的支出	3 水力発電 設備改良費	野呂川発電所 改修事業	1,471,800千円	令和3年度	77,000千円
				令和4年度	1,394,800千円
		取水口監視所 監視制御装置 改修事業	493,900千円	令和3年度	
				令和4年度	493,900千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等
1,039,661千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、274,527千円と定める。

13 令和3年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給湯口数 480口
(2) 年間総給湯量 648,800立方メートル
(3) 一日平均給湯量 1,778立方メートル
(収益的収入及び支出)
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 温泉事業収益 131,023千円
第1項 営業収益 124,911千円
第2項 営業外収益 6,102千円
第3項 特別利益 10千円

支出

第1款 温泉事業費用 136,988千円
第1項 営業費用 128,496千円
第2項 営業外費用 7,152千円
第3項 特別損失 340千円
第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額158,390千円は、建設改良積立金27,500千円及び過年度分損益勘定留保資金130,890千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入 10千円
第1項 固定資産売却金 10千円

支出

第1款 資本的支出 158,400千円
第1項 温泉事業設備改良費 158,400千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等
(たな卸資産購入限度額) 35,101千円
- 第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,243千円と定める。

14 令和3年度山梨県営地域振興事業会計予算
(総則)

- 第1条 令和3年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)
- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
(1) 丘の公園年間総収容人員 202,570人
(収益的収入及び支出)
- 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 地域振興事業収益 140,463千円
- 第1項 営 業 収 益 140,400千円
- 第2項 営 業 外 収 益 53千円
- 第3項 特 別 利 益 10千円

支 出

- 第1款 地域振興事業費用 140,255千円
- 第1項 営 業 費 用 131,453千円
- 第2項 営 業 外 費 用 7,792千円
- 第3項 特 別 損 失 10千円
- 第4項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額54,607千円は、過年度分損益勘定留保資金53,822千円及び当年度分損益勘定留保資金785千円で補填するものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 10千円
- 第1項 固 定 資 産 売 却 代 金 10千円

支 出

- 第1款 資本的支出 54,617千円
- 第1項 地域振興事業設備改良費 16,500千円
- 第2項 他 会 計 借 入 金 償 還 金 37,117千円

- 第3項 予 備 費 1,000千円
(一時借入金)
- 第5条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)
第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間

15 令和3年度山梨県流域下水道事業会計予算

(総則)

- 第1条 令和3年度山梨県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)
- 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総処理水量 49,640,000㎡
- (2) 1日平均処理水量 136,000㎡
- (3) 流域関連市町村数 19市町村
- (4) 建設改良費 1,686,423千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 下水道事業収益 9,250,658千円
- 第1項 営 業 収 益 3,726,846千円
- 第2項 営 業 外 収 益 5,523,808千円
- 第3項 特 別 利 益 4千円

支 出

- 第1款 下水道事業費用 9,249,621千円
- 第1項 営 業 費 用 9,103,860千円
- 第2項 営 業 外 費 用 144,760千円
- 第3項 特 別 損 失 1千円
- 第4項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,251,395千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,204千円、過年度分損益勘定留保資金238,481千円及び当年度分損益勘定留保

資金976,710千円で補填するものとする。)

収入

第1款 資本的収入

1,686,423千円

第1項 企業補助金

350,000千円

第2項 国庫補助金

859,343千円

第3項 市町村負担金

408,041千円

第4項 他会計補助金

69,039千円

支出

第1款 資本的支出

2,937,818千円

第1項 建設改良費

1,686,423千円

第2項 企業償還金

1,251,395千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター管理本館受変電設備更新工事(笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和4年度		300,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川浄化センター汚泥脱水設備更新工事(南巨摩郡富士川町) について請負契約を締結すること。	令和4年度		300,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	350,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0％以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	350,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 182,369千円
(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ

補助を受ける金額は、1,699,634千円である。